発行日 2026年7月2日
宣言立場　下請事業者

建設技能者を大切にする企業の自主宣言

当社は、建設産業の担い手確保のため、以下のように建設技能者の処遇改善に向けて取り組むことを宣言します。

（１．労務費確保・賃金支払い等のための取組）

■自社様式の見積書については、労務費、材料費等の内訳を明示した見積書を作成する

■下請事業者から提出される労務費、材料費等の内訳が明示された見積書の内容を考慮・尊重する。

・下請事業者から提出される労務費、材料費等の内訳が明示された見積書について根拠なく値引きを行わない取り扱いを社内に通知し徹底する。

■技能者の適切な処遇を確保するための取組を行う。

・自社技能者の長期夏季休暇の制度を導入する。

・工事現場毎に適した熱中症対策を導入する。

■担い手の育成取組を行う。

・自社の担い手に対する取組として、資格取得のための資金の補助等を実施。

・自社の担い手に対する取組として、安全衛生等現場に係る注意に関する研修会等の実施を定期的（1年に1回以上）に行っている。

■国が建設工事に従事する者の適正な処遇の確保等を図るために行う調査に協力する。

（２．建設キャリアアップシステムの活用）

■雇用する全ての技能者について、詳細型の技能者登録を行う。

（３．宣言企業との取引優先）

■取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮する。

・取引先選定において、2社以上見積を取得し、条件が同じであった場合は、自主宣言を行っている社を選定する通知や取引先選定規程に記載等を行う。

（その他）

項目	具体的な取組内容
スキルアップ	就業者一人ひとりのキャリアアッププランを策定すること
労働安全衛生	安全確保のため必要な装備品等を支給すること
生産性向上	事務作業におけるICT化を推進すること



宣言日　2026年7月1日
宣言有効期間　2026年7月1日～
取組開始日　2026年7月1日
企業名　（株）沖縄水道管理センター
代表者名　米田　善治

※取組開始日は、本宣言に記載されている複数の取組のうち最も開始が遅い日付を示している。
また、宣言日から1年以内で設定が可能な日付である。